

---

○議長（近藤八郎君） ただ今から、平成 31 年第 2 回下川町議会臨時会を開会いたします。

ただ今の出席議員数は、7 名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、5 番 大西 功 議員及び 6 番 蓑谷春之 議員を指名いたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 3 諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配布のとおりでございますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 4 議案第 1 号「北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 提案理由を申し上げる前に、臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

昨日まで開催されておりました冬のイベントも終了いたしまして、この時期からは気温も少しずつ上昇していくものと期待されているところでございます。

このような折に、議員各位には、本年第 2 回臨時会の御案内をさせていただきましたところ、大変御多用の中、御出席を賜り、心より感謝申し上げます。

今臨時会に諮る案件は、単行案件 1 件のみでございますが、議員各位には議案審査に当たりまして更なる御示唆を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

それでは、議案第1号について、提案理由を述べさせていただきます。

議案第1号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について、提案理由を申し上げます。

本案は、北海道市町村総合事務組合において、総務省に対し、組合規約の一部変更の許可申請を行っているところでありますが、平成29年9月に開催された第3回定例会において、「西胆振消防組合」及び「江差町ほか2町学校給食組合」の名称変更に伴う組合規約の改正について御議決いただいた申請に対し、先般、総務省より、現行規約において本組合の加入要件を満たさない3団体の加入が見受けられるため、現行規約における本組合の存立及び行為の法的根拠を欠く状態にあることから、早急に是正するよう指摘があったところであります。

こうしたことから、その是正を行うため、現行規約を廃止し、新たに規約を制定する必要があることから、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 議案第1号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について、御説明申し上げます。

議案書の2ページから及び議案第1号説明資料を御覧ください。

北海道市町村総合事務組合につきましては、市町村・一部事務組合等の非常勤消防団員及び非常勤職員などの公務上の災害に対する損害補償等に関する事務などを共同処理することを目的といたしまして、全道152市町村、107一部事務組合等を構成団体として設置されているものでございます。

この度の規約の制定及び廃止につきましては、平成29年第3回定例会で御議決いただきました組合規約変更協議に関しまして、北海道を通じ総務省と協議を進めていたところでございますけれども、平成30年12月26日に、北海道を通じ総務省から、複合的一部事務組合である北海道市町村総合事務組合については、北海道が加入している一部事務組合を加入させていることは適法性に欠け、適法性のない規約を前提とした規約の一部変更について許可を行うことはできないということで、組合規約の変更許可の不承認の連絡があったところでございます。

その結果を受けまして、本来加入することができない3団体を構成団体から除く形で組合規約を新たに制定し、北海道知事の許可を得ることとなりまして、今回制定する新たな規約に、さきに御議決いただきました申請済みの規約の一部変更案の内容を反映した上、北海道知事の許可を得ることとなったところでございます。

このように、旧規約に必要な文言の追加、構成団体の変更など内容の変更を行い、新規規約の制定を行うもので、除外された3団体が、今後、総合事務組合に事務委託を行うこととなるため、議案第1号説明資料のとおり、第14条に他の地方公共団体から事務委託を

受けられる旨を規定するとともに、管理者への委任を規定した第 14 条、第 15 条に。また、附則において、この規約の施行日及び旧規約の廃止を規定しているところでございます。

また、別表におきまして、本来加入できない 3 団体を構成員から除外し、併せて平成 29 年度中に変更のありました江差町・上ノ国町学校給食組合、西胆振行政事務組合及び平成 30 年度中に解散となりました十勝環境複合事務組合について、別表のとおり変更するものでございます。

以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただ今、提案理由並びに詳細の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 1 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 5 選挙第 1 号「上川北部消防事務組合議会議員の選挙」を行います。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定に基づき、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名者はどなたがよろしいでしょうか。

5 番 大西議員。

○5 番（大西 功君） 今任期の消防議会は、下川町議会といたしまして、議長が消防議会で副議長を務めてまいりました。

したがって、現議長である近藤議長を推選したいと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただ今、5 番 大西 功 議員が指名しました私…近藤八郎を、上川北部消防事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

ただ今、私が上川北部消防事務組合議会議員に当選いたしました。

会議規則第 33 条第 2 項の規定による当選の告知と同時に同意いたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 6 継続事件審査結果報告を議題といたします。

平成 31 年第 1 回臨時会において、議案第 1 号「平成 30 年度下川町一般会計補正予算（第 6 号）」を総務産業常任委員会に付託しておりましたが、原案可決すべきものと決定したとの審査報告がありましたので、報告を求めます。

菘谷春之 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（菘谷春之君） 平成 31 年第 1 回臨時会において委員会に付託を受けた、議案第 1 号 平成 30 年度下川町一般会計補正予算（第 6 号）について、閉会中の継続審査の経過と結果について報告します。

本議案は、第 6 回目の補正予算で、歳入、歳出ともに 5,638 万円を増額し、予算総額 50 億 4,718 万円とするもののほか、繰越明許費の設定と地方債を補正するものです。

今回の補正の要因は、菓子製造施設を整備するために、工事費、工事管理委託料及び備品購入するもので、整備に係る事業を平成 31 年度へ繰り越し、実施するものであります。

その主な内容等について報告をいたします。

歳出では、商工労働費の商工費に、委託料が 188 万円、工事請負費 4,450 万円、備品購入費 1,000 万円が計上されています。

歳入では、整備事業を対象とした、国庫支出金 1,829 万円、町債 3,810 万円などが計上されています。

審査に当たり、町長、副町長などから今回の提案に至る経過の説明、整備事業の推進に係る基本的な見解として「一の橋地域の集落活性化、遊休施設の利活用を進めるとともに、参画が予定されている協定企業が旧一の橋小学校での菓子製造を評価しており、現在の場

所が最適であると判断した。国に確認した結果、財源を翌年度に繰り越す繰越明許を設定し事業を実施することになった。」との回答がありました。

担当課から「立ち上げが予定されている現地法人の法人種別は一般社団法人であること、その構成員は一の橋地域のNPO法人及び一般社団法人であること、協定企業及び町担当者の間では基本的事項の協議が進められており、菓子製品は協定企業から派遣される障がい者により製造され、その製造及び販売の管理は現地法人が担うこと、製品の主たる販路は協定企業が担うこと、土地・建物及び備品は、地方自治法に基づき貸し付けする。」との説明がありました。

委員会としては、平成30年第4回定例会における委員長報告により、同事業が「意義ある事業であり推進すべきもの」とされたが、「現地法人の意欲が助長されるよう最適な仕組みを再構築する必要がある」としているところです。

最適な仕組みを再構築するについては、菓子製造場所について、旧一の橋小学校のうち郷土資料展示保存施設以外の余裕の施設を使用することができること、事業を推進する現地法人については余剰金等の分配を行なうことができない法人であることに鑑み、健全な事業継続を図るために町が積極的に支援するとしていることから、最適な仕組みが再構築されつつあるものと判断します。

また、建物及び備品を協定企業に貸し付けることに関しては、根拠は地方自治法第238条の4第2項に基づくこと、貸付けに伴い町が徴収する貸付料は、行政財産使用料条例に基づき算定し、契約を締結することから、適切な執行が図られるものと期待することができます。

一方で、執行者として、委員間討議において次の意見があることを十分に鑑みながら、適切に事業を執行しなければならない。

一つ、町は現地法人と協定3者の連携に積極的に関与するとともに、公益に資する観点から、工事竣工後において円滑な事業推進のため適切かつ必要最小限の支援措置とすること。

二つ、SDGs未来都市に選定された地域の公益に資する事業として特別の取扱いが求められる事業であることを、町民並びに事業実施地域において十二分に理解が得られるよう取り組むこと。

以上、意見を付し、当委員会として、原案可決すべきものと決したところです。なお、少数意見留保の申し出があったことを併せて報告いたします。

議員各位の御協賛をお願い申し上げます、審査の経過と結果についての報告とします。

○議長（近藤八郎君） 次に、本案については、春日議員から会議規則第75条第1項の規定によって、少数意見報告書が提出されております。

少数意見の報告を求めます。

7番 春日隆司 議員。

○7番（春日隆司君） 少数意見報告。平成31年2月14日の総務産業常任委員会において留保した少数意見を次のとおり会議規則第75条の規定により報告をします。

1、件名「平成31年第1回下川町議会臨時会 議案第1号 平成30年度下川町一般会

計補正予算（第6号）」

2、意見の趣旨

本案は、平成31年第1回下川町議会臨時会、承認第1号 企業に対する施設等の貸付けについての撤回に係る菓子製造施設整備事業の補正予算であり、旧一の橋小学校の一部を菓子製造施設として整備し、今後設立する現地法人へ購入する物品とともに貸付けしようとするものです。

撤回については、精査が不十分であったことから、下川町企業立地促進条例に基づく企業立地の案件に当たらないとの判断で撤回されたものです。

貸し付ける法的根拠としては、地方自治法第238条の4第2項、第7項及び下川町行政財産使用料条例等により、本事業は収益事業であるが、運営する団体が非営利法人であることから、公益事業と解して施設等の貸付けを適正な対価ではなく、減免することとしています。

そこで、次の事由により、様々な諸事案の精査が不十分であることから、少数意見として保留するものです。

一つ、公有財産の貸付けは、条例又は議会の議決による場合でなければ、適正な対価なくして貸し付けてはならないと解するべきではないかと考えられるが、適法、適正の観点からも精査が不十分である…地方自治法第237条第2項です。

二つ、公有財産の使用料徴収については、これまで非営利法人が公有財産で収益事業、営利事業を行う場合、適正な対価又は割増しを求めており、この件について十分な精査がなされておらず、明確な根拠規定が定められていない。

三つ、本事業は収益事業と位置づけしながら、次年度以降の事業採算性によっては赤字補填などの支出も行うことも考えられるとしており、到底理解が得られるものではない。

四つ、施設の貸付けについては、現地法人へ貸付けするが、実態としては企業への貸付けと見なされる可能性もあり、明確な根拠規定が定められてない中で、秩序維持が図られない。

五つ、これまで提案から審議の経過を踏まえると、その時々で撤回、貸付け先変更、事業計画変更など、十分な精査が行われているとは言い難く、このままでは混乱を招くとともに、実施に向けて様々な不確定要素が散見され、町民の理解が図られるとは到底考えられない。

六つ、さきの総務産業常任委員会において、本事業は大変有意義な事業であるが、施設については旧一の橋小学校にこだわらないことも含め、最善、最適な仕組みを再構築する必要があるとしているが、施設場所については関係者などとの協議も一切行われていない。

このことは委員会の意思を軽視し、議会の政策形成過程への参画を否定するもので、民主的な地方自治運営の否定につながりかねない。

また、政策事業である本案は、平成31年度にまたがるものであり、行政の混乱を招くものである。

以上でございます。

○議長（近藤八郎君） ただ今、総務産業常任委員長並びに春日議員からの少数意見の報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番 奈須憲一郎 議員。

○4番(奈須憲一郎君) それでは、反対討論をいたします。

まず第一に、本事業は、特に障がい者雇用という点で、我が町の誰一人取り残されない町というありたい姿を掲げる本町にとって、大変有意義な事業であると考えております。

それを共に実行しようとする株式会社ベルシステム24ホールディングス及び一般社団法人ラ・バルカグループには敬意を表するところであります。

ですが、ここで反対討論をせざるを得ないという状況について、大変残念に思います。

その反対討論の根拠ですが、2月14日、委員会の冒頭で、町長から、それまでは貸付けは議決がなくてもいいという判断だったが、やはり議決が必要なので、単行議案として3月の定例会に貸付けの議案を上程する予定であると。併せて、繰越明許という方法で…予算執行が先送りというか…急がなくてもまだいいという状況であることを考えると、なぜ、その貸付けの相手が定まらないまま、予算だけを先行して議決しなければならないのか。この点が非常に疑問に思います。

この間、議論が非常に長引いているのは、貸付けの相手先が適正なのか、時価で評価すると金額が出てきますが、それより安い価格で貸付けをしようとしている、それは大丈夫なのかということとずっと議論してまいりました。にもかかわらず、その判断が先送りされる中で、併せて議論してきたはずの予算だけをなぜここで議決するのか。それが私には理解できません。

その予算先行の理由として理事者に聞いたところ、設立予定の法人を安心させたいというような回答でした。設立予定の法人というのは、いずれにせよ貸付けの議案が出てくる時には貸付け相手として法人設立がなされていなければなりません。いずれにせよ設立される法人の安心というような理由で予算だけを先行させる、これが理由として成り立つのでしょうか。

やはり、これは貸付けの議案とともに予算も含めて総合的に議論し、判断すべき内容だと考えております。

この間の経緯を改めておさらいしますと、これはSDGs未来都市の計画の中で上ってきたものであると考えております。6月15日に未来都市の認定を受け、計画を策定し、そしてそれに基づいて7月31日に3者の連携協定が交わされたと。そして9月19日の第3回定例会で行政報告があり、そしてその3者協定に基づいて事業を実施しようとして、企業立地の条例を改正するという議案が上がってきました。そして補正予算に実施設計の予算も上がってきたと。

その時に、私たち議会は、この企業立地の条例で取り扱うときに、当初の議案ですと町

内も対象になっていると判断できるような条文でしたので、町内も対象では歯止めが利かなくなる…そういった恐れがあるということで判断し、委員会で修正ということで、町外事業者というような言葉を加えております。

そして、実施設計の予算の段階では、当初予算では4,380万円、補助が200万円、過疎債が2,380万円という説明でした。

これで実施設計は議決したわけですが、その後、実施設計を進めると金額が増えております。予算に関して、ここの部分の議論がまだ不十分ではないでしょうか。当初説明があった金額から増えて、過疎債とはいえ町の負担額も増えております。今、財政が厳しいと言って、ほかの場面では予算が削られる中、なぜここだけが予算が増えても素通りなんではないでしょうか。

そして、この時の説明資料では、運営法人は11月中旬には設立し、そして12月の定例会で貸付けの議案と整備工事等の議案が上がってくると。この時に、やはり運営法人というものが先に設立されて、その下で契約し、そして工事の予算を付けるという段取りが示されておりました。

その後、所管事務調査でも現地へ赴き、そしてやはり精査が必要というような指摘もしております。

そして、12月4日、第4回臨時会…ここで企業等に対する施設等の貸付けということで議案が出てまいりましたが、この時の貸付け相手は現地法人ではなく、ベルさんでした。

この時、結局結審できず、継続ということになっております。

この時、貸付け相手はベルでしたが、運営の実態は町内法人であるようだということが見られましたので、その現地法人…町内法人を構成する団体として、一の橋のNPO法人と一般社団法人の関係者に参考人として意見を聞いたところです。

結局、12月19日からの定例会の中で結論が出ず、その貸付けの条例については継続審査となり、予算は修正削除となっております。

そして、年が明けて第1回臨時会、ここでは提出議案の精査が不十分、これは条例に基づく企業立地の案件に当たらないと判断して、撤回がなされました。精査が不十分ということで撤回されたんですが、その日のうちに補正予算のみというかたちで議案が上程されております。

今まで貸付けは根拠が必要で、それを企業立地に求めていたんですが、その根拠がなくなり、予算のみで議決してほしいということで提案がありました。結局、ここも議論が噴出して継続となっております。

そして、その後…1月31日、また委員会を再開しました。すると今度は貸付け先がベルではなく、町内のNPO法人と一般社団法人で構成する町内の法人に変更すると、口頭のみで説明がありました。またこれで議論の土台が変わってしまいました。それは一般社団法人だから公益性があるというような説明で…いろんな議論が出ています。

そこで、そもそもその家賃の算定根拠は大丈夫なのかということを確認したところ、その後…2月7日では、貸付け料の算定に間違いがあったということで、84万円と計算していたが、適正価格…時価でいうと349万1,508円…年間。これが適正価格…時価だと。

だがそれを84万円で貸したいと。であれば、その減額の根拠はというところで、相手先が一般社団法人で非営利法人だからですとか、公益性だとかいう説明がありました。

ですが、ここを巡って、一般社団法人であるということと非営利で減額を認めるのであれば、町内の非営利の団体が収益事業を行うときに、町の施設を今まで事業収益を上げるのであれば…物を売るのであれば 5 倍というようなかたちで規制していたもののタガが外れるというような混乱も懸念されるため、慎重な議論が必要だということで、やはり継続となっております。その他、多様な議論がございました。

そして、2 月 14 日には、その貸付け先の部分については先送りにされたまま、予算だけの議決が残ったと。

また戻りますが、なぜここで予算だけを先行して議決しなければならないのか、その理解がやはりできません。私は、貸付けの議案が出てくるのであれば、その時に一体的に全体として議論して結論すべきことであると思います。

私は、この障がい者の雇用を推進する…それを SDG s の理念の下で幅広く町外の志ある企業とともに、そして一般社団法人とともに推進すること自体は賛成しております。

ですが、手続きがあまりにも不備があると、あまりにも無秩序な提案が行われていると、そうした無秩序な提案を最後に判断するのは私たち議会です。ここで私たちがきちんと秩序ある提案を促さなければ、議会は不要になってしまうのではないのでしょうか。

今回、この予算だけを先に議決するというので、今一度しっかりとした回答を頂きたい、賛成討論の中で是非お示しいただきたい。もしそれが難しいのであれば、まだ間に合います。ここで改めて考え直してですね、立ち止まる勇気を持っていただきたいと思います。

以上、長くなりましたが、私の反対討論といたしまして、議員各位の再考をお願いしたいと思います。

○議長（近藤八郎君） それでは、次に、原案に賛成者の発言を許します。

3 番 齊藤議員。

○3 番（齊藤好信君） それでは、賛成の立場で討論いたします。

本事業の主眼は、障がい者の雇用の場を築くこととあります。障がい者雇用は国としても官民挙げて推進されているところとあります。

その政策を進める中であって壁となっているものが、働く場の確保というところとあります。多くの障がい者は、社会参加という環境、受け入れ事業、つまり働く場がない現状が多々あります。

また、もう一つ、障がい者の方が働く場の中でもらえる所得…賃金は、全国的に 250 円ということとあります。これは一般的な時給からいきますと 4 分の 1 の時給で働かざるを得ない。その中で、今回の協定を結ぶ…ベルさんの進める中にですね、素晴らしいものがある。

これは障がい者の方の賃金の向上、これは非常に大きな民間としての取組であるというふうに理解しております。障がい者の方が社会に必要とされる環境を整備していくことは、自治体にとっても重要なことと私は考えております。

振り返ってみれば、1972 年に国連で採択されたノーマライゼーション…つまり障がい者と健常者が共に暮らせる環境を地域社会に築いていくという理念にも合致するところ

であります。

また、今回のSDGsの誰一人取り残さない…この理念、指針を実行するものであるというふうに私は捉えております。

下川町が道内に先駆けて行おうとしているこのモデル事業の本事業は、他の自治体にとっても目標となるというふうに期待するところであります。

また、将来、運営が順調に拡大され、近隣におられる…職場の環境に恵まれない方も受け入れが可能になるというふうに私は望みます。

したがって、本事業は推進すべきであるというふうに賛成を述べたいと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。

7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 私は、大変残念でございますが反対の立場で討論に参加させていただきたいと思います。

今、斉藤議員の話がありましたが、新たな産業による集落の活性化、障がい者雇用の促進など、大変有意義であり、推進すべきであると。このことについては、本当に必要なことだと思いますが、障がい者雇用…特に下川町における障がい者雇用というのは、SDGs…これはモデルになると思います。

しかし、収益事業といって障がい者を雇用してですね、次年度以降…含みがあるんですけども、収益事業として町が赤字を補填すると。これはほかの自治体のモデルとはなり得ないと思います。やはり事業ですから、障がい者雇用を行っても赤字にならず、そういう仕組みを上手く考えていかなければ、財政の負担が伴っていくわけですから。と同時に、もう一つですねポイントは、次年度以降どれだけ事業が収支…赤字補填するか分からないというものを、今ここで担保するというのは…これは政策上あってはならないのではないかと思います。

そのほかにもあるんですが、基本的なところでございます。

下川町は、これまで企業誘致を…条例制定して2か所、松澤光学、それから王子ホールディングス、この事例がございまして。根拠は、企業立地の条例に基づくものでございまして、議会の議決を必要としていると。

これの前段ですが、なぜ議会の議決が必要なのかといいますと、地方自治法の第237条第2項、町の財産というのは貸付けするときに条例または議会の議決によって…いわゆる適正な対価でなくて貸す場合については議決がいるということです。適性な対価なくして貸す場合はですね、議会の議決がいるということです。

これを踏まえて、下川町はこの2事例を、条例を設けて議会の議決をもってやってきました。分かりやすい言い方をすると、貸す場所の設計は…どういうものを貸すんだということで…これは予算を先に議決して、どういうものをつくるかということで予算を先に発してきています。その後、どういう施設を誰に貸すんだということで議会の議決を取っているんですよ…地方自治法に基づいて議会の議決が必要だ。それで適正な対価でないところの担保をするわけです。

この考え方は、提案理由を見ますと、執行側の考え方と共有しております、貸付けするために議会の議決が必要なので企業立地で条例を上げております。

そして、諸々…先ほど奈須議員の方からあったような経過経緯があって、精査が不十分だということで取下げをして、今度、議決が必要と言いつつ…それに基づいて議決を取らず予算のみをします。

さきの事例は、設計は予算で措置して、議決を取って…松澤光学…王子ホールディングスですね…企業に貸付けしますよという議決を取ってから予算を議決して、建物を建てたり修繕をしているというこれまでの下川町における…いわゆる地方自治法に基づくことを根拠としながら進めてきています。

今回は、先ほどあった…撤回した時点で、貸付けする議決が必要ではないと、そして予算を上げました。と言いつつ、さきの委員会で、町長は、議決もなくいいということであったにも関わらず、貸付けするための議決が必要だと言って…これは3月に取るというんですよ。僕はこれ…手続き上で瑕疵があるのではないかなと。今までの下川町の貸付け…地方自治法に基づいた進め方からすると…瑕疵があるのではないかなと思うんです。ここはしっかり整理をして…同時提案でも良かったと思いますが…整理をして、先ほどありましたような…やっぱりSDGsを進めるに当たって混乱を招かないと…モデルとしていく場合にですね…本当にそこをしっかりとやりながら、そうでなければちょっと見方によっては下川町のこれまでの議決の方法について、ひょっとしたら瑕疵があったのかもしれない。そこはやっぱりはっきりしてですね…進めるということが、僕は法に基づいて執行している…チェックする議会の役割でもあるというふうに思います。

ほかにもあるんですけども、そういうところで議員との議論をさせていただきながら、まず同時…どこに貸すのかという議決を、地方自治法の237条の2の規定に基づき、同時または先に…これまでの下川町の議会の議決等を踏まえ進めることが、今後、混乱を招かないことになると思いますので、是非議員各位の再考を頂きながら議論が進められればと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに賛成討論はございませんか。

1番 宮澤議員。

○1番（宮澤清士君） 私の方からは、簡単ではありますが、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本事業をもって一の橋に菓子製造施設が整備されることで、一の橋地区の更なる活性化と障がい者雇用による福祉の増進が図られるとともに、そこで製造されるものが新たな下川町の特産物になるということで、これらをふるさと納税の返礼品などに活用することで自主財源の確保につながっていくものであり、速やかに進めていくものだと思います。

ほかの細かい条件整備については、同時進行しながら進めていくべきだと思います。私は賛成の立場から意見を申し述べさせていただきます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第1号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、平成31年第2回下川町議会臨時会を閉会いたします。

午後2時19分 閉会

---

○議長（近藤八郎君） ここで、町長から御挨拶があります。

○町長（谷 一之君） 臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、時節柄御多用のところ、本臨時会に御出席を賜り、提案させていただきました議案1件につきまして、慎重に審査を頂き、お認めいただいたことに、心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

また、継続審査となっておりました補正予算につきましても、御理解ある決議報告を賜りまして、重ねて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

今後とも変わらぬ御指導と御示唆を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（近藤八郎君） 以上をもって散会とします。